

■ プラスチックごみ資源循環モデル分野

補助対象事業

プラスチックごみ資源循環モデル事業

※京都府内中小企業等が実施する事業（中小企業等が大企業や大学等と共同で実施する事業を含む）

注意事項

次に掲げる要件全てを満たす事業が補助対象となります

- ・先駆的であり、モデルとして他者への波及効果が期待されるもの
- ・府民への行動変容等意識向上につながるものが期待されるもの
- ・複数の事業者・団体が連携するもの
- ・一時的ではなく持続可能なもの

補助対象経費

1. 謝金

補助事業を行うために必要な謝礼金（セミナー等外部専門家講師等に限る）

2. 旅費及び交通費

補助事業を行うために必要な旅費（例えば実地調査やセミナーへの参加に係るもの等で国内に限る）

3. 消耗品費

補助事業を行うために必要な消耗品の購入に係る経費

4. 通信運搬費

補助事業を行うために必要な物品等の運搬費用、郵便料、電子情報の送付に係る経費（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料等）

5. 広告宣伝費

補助事業を行うために必要な広告料、パンフレット、リーフレット及びホームページの作成等に係る経費

6. 使用料及び賃借料

補助事業を行うために必要な施設や設備の借上に係る経費

注意事項 （次に掲げる経費は補助対象とならないのでご注意ください。）

- ・補助事業に直接関係ない学会、講演会、会議の出席のための旅費・参加費
- ・会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器・汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす、事務機器等）の購入経費
- ・その他、補助事業の実施に関連性のない経費

また、補助対象経費であっても、補助金交付決定前に支出・契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品発注及び契約等はセンターからの補助金交付決定以降に行

う必要があります。

補助率

補助対象経費の10/10

補助金額

1件当たり1,500千円以内

※ 補助金額は、予算の状況又は申請件数などの状況により、限度額（上限額）よりも下回る場合があります。

計画事業期間

採択年度内（単年度）

提出書類（計画書様式等は、センターホームページからダウンロード可 <https://www.kyoto-3rbiz.org/>）

プラスチックごみ資源循環モデル分野計画書（様式1・4・5・6・その他関係書類） **1部**

様式1 プラスチックごみ資源循環モデル分野計画書

様式5 事業年次計画

様式4 事業計画説明書

様式6 事業費内訳

【その他関係書類】

・誓約書

添付資料

応募者

■法人	■個人
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近2年間の決算書 （貸借対照表・損益計算書） ・直近の府税納税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近2年間の所得税確定申告書の写し ・直近の府税納税証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業の概要がわかるもの ・申請事業に関連する取組実績（該当がある場合） 	

審査基準

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1. プラスチックごみ削減効果 | ・プラスチックごみの発生量及び最終処分量の削減効果 |
| 2. 先進性・波及効果 | ・事業計画の先進性や他の模範となるような波及効果 |
| 3. 府民等への行動変容 | ・府民等への行動変容等意識向上効果 |
| 4. 事業遂行体制 | ・事業を遂行するための組織体制、スケジュール、資金計画 |